

千葉市日中友好協会 規約

1970年4月 制定

(名称)

第1条 本会は、千葉市日中友好協会（略称・千葉市日中）と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、日本中国両国民の相互理解と友好を深め、日本とアジアおよび世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。

(性格)

第3条 本会は、思想、信条、政党、政派の違いにとらわれず、日本中国平和友好条約を基盤として、日中友好運動をすすめる市民の大衆組織である。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 日本中国両国相互間の経済、文化、芸術、学術、技術、体育など各分野にわたる交流を促進する。
- 2 千葉県日本中国友好協会に加盟し、全国運動に参加する。
- 3 日本中国友好諸団体との連携を高める。
- 4 市内の日中友好を願う市民の連帯を高め、組織を拡充する。
- 5 在日華僑との連携を図る。
- 6 中国人留学生との連携を図る。
- 7 中国帰国者組織との連携を図る。
- 8 その他、目的達成に必要な事項。

(構成会員)

第5条 本会は、この規律に賛同し所定の会費を納める団体、および個人を会員として構成する。

- 2 同じく賛助会費を納める団体および個人を賛助会員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名	副 会 長	若干名
理 事 長	1名	副 理 事 長	若干名
理 事	若干名		

会計監査 2名

事務局長 1名

事務局次長 1名

- 2 本会に顧問および参与をおくことができる。
- 3 会長は、千葉市日中を代表し会務を代行する。
副会長は、会長を助け、会長に支障あるときはその職務を代行する。
- 4 理事長は、常任理事会の活動を総括し、日常業務を執行する。
副理事長は、理事長を助け、理事長に支障あるときはその任務を代行する。
- 5 事務局長は、事務を総括し日常業務を処理する。
事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 6 会計監査は、千葉市日中の会計を監査し、その結果を総会に報告する。会計監査は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次による。

会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局長、事務局次長ならびに会計監査は総会において選出する。

- 2 顧問および参与は理事会の議を経て委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2カ年とする。ただし、その再任を妨げない。

- 2 第6条の役員に欠員が生じたとき、または増員を必要とするときは、理事会において選任し、次の増員を必要とするときは、理事会において選任し、次の総会において追認をうけるものとする。

(機関)

第9条 本会に次の機関を置く。

2 総会

理事会

常任理事会

- 3 総会はこの会の最高決議機関で、会員をもって構成し、1年に1回定期総会を開催し、会長が招集する。
- 4 常任理事会は総会及び理事会の決定にもとづき、日常業務を執行する機関で、理事長、副理事長、専門委員長、事務局長、事務局次長を以って構成し、2カ月に1回以上開催し、理事長が招集し主宰する。

(機関の審議事項)

第10条 総会は次の事項を審議し、決定する。

- (1) 規約の制定および変更
- (2) 役員を選任および解任

- (3) 事業報告と決算の承認
- (4) 事業方針と予算の決定
- (5) 会費等の額および徴収方法
- (6) その他、この会の運営に関する重要事項

(定足数と決議)

第11条 総会および理事会は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。可否が同数のときは、議長の決するところによる。

(運営費)

第12条 本会の運営費は、会費、賛助会費、事業収入および寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(事業年度・会計年度)

第13条 本会の事業年度・会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(規約外事項)

第14条 この規約に定めていない事項については、理事会において定める。

附 則(2018年12月23日総会議案第4号)

1 この規約は、2018年12月23日から施行する。

附 則(2020年2月8日総会議案第4号)

1 この規約は、2020年2月8日から施行する。

第1条 本会は、千葉市日中友好協会（略称・千葉市日中）と称し、事務所を会長宅に置く。